

本工事における総合評価落札方式の評価方法については、次のとおりです。

(1) 評価値の算出方法

入札参加者の技術資料により、(2)の項目を評価して加算点を計算します。
評価点は、次の式で計算します。

$$\text{評価値} = \frac{\text{標準点} + \text{加算点}}{\text{標準点}} \times \frac{\text{予定価格}}{\text{入札価格}}$$

標準点は100点であり、加算点合計は最大29~~25~~点です。

(2) 評価項目と評価基準

各評価項目について、下記の評価基準に基づき加点します。

ア 企業の技術力に関する事項 (配点11~~8~~点)

	評価項目	評価基準	加算点
①	企業評価対象工事の施工実績 (過去5年間：●年4月1日から技術資料を提出する前日までに完了) ※1※2※3※4	3件以上	3点
		2件	2点
		1件	1点
		上記項目に該当しない	0点
②	同一業種の工事成績 (過去5年間：●年4月1日から技術資料を提出する前日までに完了) ※4※5	80点以上	3 2 点
		75点以上80点未満	1.5 1 点
		上記項目に該当しない	0点
③	ISO9001の認証取得 ※6	認証あり	1点
		上記項目に該当しない	0点
④	中長期的な担い手の確保 (過去3年間：●年4月1日以降に満年齢29歳以下の技術者を正規社員として雇用した実績) ※7※8	2名以上雇用実績あり	2 1 点
		1名雇用実績あり	1点
		雇用実績なし	0点
⑤	日進市建設工事優良施工業者表彰又は、国土交通省、愛知県の優良工事表彰の受賞実績 (過去5年間：●年4月1日以降) ※9	日進市	2 1 点
		日進市以外	1.0 0.5 点
		上記項目に該当しない	0点

※1 国(特殊法人等を含む。)、地方公共団体発注の工事を対象とします。

本公告における特殊法人等には以下の者が該当します。

- (1) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第2条で規定された法人
- (2) 地方公社
 - ① 地方道路公社法に基づき地方公共団体が設立した「道路公社」
 - ② 公有地の拡大の推進に関する法律に基づき地方公共団体が設立した「土地開発公社」
 - ③ 地方住宅供給公社法に基づき地方公共団体が設立した「住宅供給公社」
- (3) 認可法人等

公共施設を設置又は整備する機関として個別の法律により国の認可、指定等を受けた法人

- ※2 単独受注施工した工事を1件とします。共同企業体施工については、共同企業体施工2件を単独受注施工1件として計算します。1未満の端数は切り捨てた件数で評価します。
- ※3 公共工事の分野は、公告6－(5)に該当する分野で、かつ、公告6－(9)の要件を備え、工事实績情報システム(コリンズ)に登録されている工事であることとします。
- ※4 過去の共同企業体による実績及び工事成績は、当該共同企業体の出資比率30%以上の構成員に限り対象とします。また、出資比率で按分し算定した金額(小数点以下切捨て)を施工実績の対象となる金額(小数点以下切捨て)とします。
- ※5 日進市又は愛知県が入札により発注し、かつ、上記※3の条件を備えたものの工事成績評定点とします。過去5年間に完了した工事のうち最高点1件を選択してください。
- ※6 本件入札に参加する営業所が認証されていることとします。
- ※7 該当する正規社員(正規社員とは、期限の定めのない雇用契約を締結する労働者のことをいう。以下同じ。)については、雇用開始時に満年齢29歳以下であることとします。ただし、同一企業での再雇用は認めません。また、公告日の時点で3ヶ月以上直接かつ恒常的な雇用関係にあり、落札者決定時点で、雇用が継続していることが必要です。
- ※8 本項目における技術者の定義として、次の①又は②のいずれかに該当する者とします。
 - ①建設業法26条に規定する技術者
 - ②建設業法第7条第2号イで定める学校の建設業法施行規則第1条に定める学科(国土交通省令で定める学科)を卒業した者又は施工技術検定規則第5条第1項第6号、同条第2項第1号ハ、同項第2号ハ、同項第3号ハ及び同項第4号ハの規定により、技術検定試験の受験資格の認定を受けた者
- ※9 表彰状等の日付が、期間内で技術資料を提出する前日までのものを実績として認めます。国土交通省の対象表彰は、大臣表彰、中部地方整備局長表彰、事務所長表彰とします。表中、評価項目⑤のうち、二つ以上の評価基準に該当する場合は、高い点数のみを加算します。

イ 配置予定の主任技術者、監理技術者(以下「配置予定技術者」という。)の能力に関する事項(配点7点)

評価項目		評価基準	加算点
①	技術者の評価対象工事の施工実績 (過去5年間:●年4月1日から技術資料を提出する前日までに完了) ※1※2※3※5※6※7	2件以上	2点
		1件	1点
		上記項目に該当しない	0点
②	技術者の同一業種の工事成績 (過去5年間:●年4月1日から技術資料を提出する前日までに完了) ※3※4※5※6※7	81点以上	3点
		78点以上81点未満	2点
		75点以上78点未満	1点
		上記項目に該当しない	0点
③	継続教育(CPD)の取組実績 (過去2年間:●年4月1日から技術資料を提出する前日までの範囲) ※6※7※8	継続教育の証明あり	1点
		継続教育の証明なし	0点
④	配置予定技術者の資格 ※9※10	1級建築士又は1級建築施工管理技士	1点
		上記項目に該当しない	0点

- ※1 国(特殊法人等を含む。)、地方公共団体発注の工事を対象とします。特殊法人等については、企業の技術力に関する事項の※1と同様とします。

- ※2 単独受注施工した工事を1件とします。共同企業体施工については、共同企業体施工2件を単独受注施工1件として計算します。1未満の端数は切り捨てた件数で計算します。
- ※3 配置予定技術者が主任（監理）技術者又は現場代理人として施工した実績を求めるものとし、技術者が途中で交代した工事については、工期の半分以上かつ完了時まで従事した実績のみ認めます。
- ※4 元請として受注した日進市又は愛知県発注の工事成績評定点とします。技術者ごとに、過去5年間に完了した工事のうち最高点1件を選択してください。
- ※5 公共工事の分野が公告6－（5）で指定する分野で、工事实績情報システム（コリンズ）に登録されている工事であることとします。
- ※6 過去の共同企業体による実績及び工事成績は、当該共同企業体の出資比率30%以上の構成員に所属の者に限り対象とします。
- ※7 ①、②、③の実績及び④の資格は、同一人物のものであること。なお、入札参加申込の時点で配置予定技術者を特定することができない場合は、複数記入された技術者のうち最も低い点数を使用します。
- ※8 配置予定技術者が、建設系CPD協議会の加盟団体又は建築CPD運営会議が発行する認定CPDの実績証明書の認定時間数において、対象期間内に1年間の推奨単位を取得していることが必要です。
- ※9 入札参加申込の時点で配置予定技術者を特定することができず、複数記入された配置予定技術者に加算点の評価基準を満たさない者がいる場合は、加算点はありません。
- ※10 対象工事が管工事である場合は、1級管工事施工管理技士も対象とします。

ウ 地域精通度・地域貢献度に関する事項（配点11-10点）

評価項目		評価基準	加算点
①	地域内における拠点の有無 ※1	日進市内に本店 有	2点
		日進市内に本店 無	0点
②	災害協定等締結の有無 ※2	日進市と協定の締結 有	1点
		日進市と協定の締結 無	0点
③	愛知県内におけるボランティア活動実績の有無 （過去2年間：●年4月1日から技術資料を提出する前日までの活動） ※3	※3の①及び②の日進市内の実績 それぞれ有	2点
		※3の①又は②の日進市内の実績 有	1点
		愛知県内の実績 有	0.5点
		上記項目に該当しない	0点
④	ワーク・ライフ・バランスの取組 ※4 「愛知県ファミリー・フレンドリー企業」の登録又は「女性の活躍促進宣言」の有無	実績 有	0.5点
		実績 無	0点
⑤	女性活躍推進の取組 ※5	実績 有	0.5点
		実績 無	0点
⑥	子育て支援の取組 ※6	実績 有	0.5点
		実績 無	0点
⑦	ISO14001の認証取得 ※7	認証あり	1点
		上記項目に該当しない	0点
⑧	地域内における同一業種の施工実績	実績 有	1点

⑥	(過去5年間：●年4月1日から技術資料を提出する前日までに完了) ※8※9※10※6※7※8	実績 無	0点
⑨	応急危険度判定士の雇用	雇用している	1点
⑦	※11※9	上記項目に該当しない	0点
⑩	市内在住者の雇用率	10%以上	1点
⑧	※12※10	10%未満	0点
⑪	週休2日制の取組 (過去2年間：●年4月1日以降) ※13	対象工事の施工実績 有	0.5点
		対象工事の施工実績 無	0点

- ※1 建設業法に規定する建築工事業の営業登録をしている営業所に限ります。
- ※2 災害協定等は、次のいずれかの内容で、日進市と締結したものです。
- ・災害時の対応（情報収集及び復旧）に関するもの。
 - ・緊急時な維持修繕（休日や夜間においても発注者の要請により出動、作業するもの。）
- ※3 次の①及び②の活動を対象とします。
- ①愛知県内における公共施設（道路・河川・公園等）の清掃活動。（企業単独による任意活動を除きます。また、活動内容と活動期間が確認できる資料及び主催者からの参加証明のあるものに限ります。なお、社員の個人的な活動ではなく、会社又は営業所として取り組んでいる活動を対象とします。）
- ②愛知県内の地方公共団体が主催する建築相談の相談業務（ただし、無償のもの）を対象とします。相談業務の実績が確認できるものを提出してください。
- 表中、評価項目③のうち、二つ以上の評価基準に該当する場合は、高い点数のみを加算します。
- ※4 愛知県ファミリー・フレンドリー企業の登録を行っており、実績が確認できるものを対象とします。
- ~~「愛知県ファミリーフレンドリー企業」については登録証の写しを、「女性の活躍促進宣言」については受理証明書の写しを添付してください。技術資料を提出する前日までに受理したものを対象とします~~
- ※5 次の①又は②の実績が確認できるものを対象とします。
- ①あいち女性輝きカンパニー（愛知県）の認証
- ②えるぼし又はプラチナえるぼし（厚生労働省）の認定
- ※6 次の①又は②の実績が確認できるものを対象とします。
- ①日進市子育て応援企業認定
- ②トライくるみん、くるみん、又はプラチナくるみん（厚生労働省）の認定
- ※75 本件入札に参加する営業所が認証されていることが必要です。
- ※86 日進市発注の工事を対象とします。
- ※97 公共工事の分野が公告6－（5）に該当する分野で、工事实績情報システム（コリズ）に登録されている工事であることとします。
- ※108 過去の共同企業体による実績は、当該共同企業体の出資比率30%以上の構成員に限り対象とします。
- ※119 対象者は、正規社員のうち愛知県において応急危険度判定士として登録があり、公告日時点で有効期限内の登録証を発行されている者とします。
- ※1210 公告日時点の常時雇用する従業員数に対する日進市在住の従業員数の雇用率（小数点以下第2位を四捨五入）とします。「常時雇用する従業員」とは、正社員、パート、アルバイトなどの名称にかかわらず、次の①又は②のいずれかに該当する者とします。①期間の定めなく雇用されている者②過去1年以上の期間について引き続き雇用されている者又は雇入れ時から1年以上引き続き雇用されると見込まれる者（一定の期間を定めて雇用されている者又は日々雇用される者であってその雇用契

約期間が反復更新されて、事実上①と同等と認められる者を含む。)

※13 国（特殊法人等を含む。）、地方公共団体発注工事のうち、実績報告書等で週休2日制を実施したことが確認できるものを対象とします。

(3) 評価項目の審査

加算点は、技術資料及び添付書類に基づき、(2) の評価基準で審査して算出しますので、加算点のある評価項目については、確認のできる書類を提出してください。

提出書類だけでは判断ができない場合、内容の確認や追加資料の提出を求めることがあります。提出した書類の記載内容が事実と違っていた場合は加点対象となりません。また、記載漏れについても書類の再提出は認められません。

(4) 特定建設工事共同企業体で入札参加する場合の評価項目の取扱い

評価項目		評価対象※1
ア-①	企業評価対象工事の施工実績	代表構成員
ア-②	同一業種の工事成績	全構成員の該当業種工事全部 ※2
ア-③	ISO9001の認証取得	構成員のいずれか1者※3
ア-④	中長期的な担い手の確保	
ア-⑤	日進市建設工事優良施工業者表彰又は、国土交通省、愛知県の優良工事表彰の受賞実績	
イ-①	技術者の評価対象工事の施工実績	代表構成員が配置する技術者
イ-②	技術者の同一業種の工事成績	
イ-③	継続教育(CPD)の取組実績	
イ-④	配置予定技術者の資格	
ウ-①	地域内における拠点の有無	構成員のいずれか1者※3
ウ-②	災害協定等締結の有無	
ウ-③	愛知県内におけるボランティア活動実績の有無	
ウ-④	ワーク・ライフ・バランスの取組「愛知県ファミリーフレンドリー企業」の登録又は「女性の活躍促進宣言」の有無	
ウ-⑤	女性活躍推進の取組	
ウ-⑥	子育て支援の取組	
ウ-⑦	ISO14001の認証取得	
ウ-⑧	地域内における同一業種の施工実績	
ウ-⑨	応急危険度判定士の雇用	
ウ-⑩	市内在住者の雇用率	
ウ-⑪	週休2日制の取組	

※1 今回、特定建設工事共同企業体で入札に参加する場合の評価対象です。過去に共同企業体で施工した場合の取扱いは、「(2) 評価項目と評価基準」によります。

※2 各構成員の工事成績点数を算出後に合算し、当該工事を施工した構成員数で割る（小数点以下切捨て）ものとします。

※3 2者以上の構成員が該当する場合は、いずれか1者の構成員のみの実績とします。

問い合わせ先

日進市蟹甲町池下268番地 日進市役所総務部行政課 契約担当

電話 0561-73-3419 FAX 0561-73-6845